



災害共済給付金の支給対象の明確化（概要） —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「学校、学校設置者及び児童生徒の保護者が誤解しないよう、配布資料を見直した上で周知徹底を図るべきである。」等の意見を踏まえて、平成 25 年 9 月 6 日、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」という。）にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

私の娘が、高校で業者が実施する模擬テストを受け帰宅途中に交通事故に遭い、通院治療を受けたため、災害共済給付金の支給申請をした。しかし、県教育委員会から、業者が行う模擬テストは災害共済給付金の対象外と言われ、提出した申請書類が返却された。学校において教員立ち会いの下に学校行事の一環として受験した模擬テストなので、災害共済給付金を支給してほしい。

（注） 本件は、平成 24 年 8 月に熊本行政評価事務所に対して申出があった相談事案である。

○ 災害共済給付制度

災害共済給付制度は、学校の管理下で、児童・生徒等の災害（負傷、疾病等）が発生したときに、医療費等の災害共済給付を行うもので、スポーツ振興センターが業務を実施。

災害共済給付金の請求者は、学校設置者（国立学校の校長、教育委員会及び学校法人の理事長）又は児童、生徒、学生若しくは幼児の保護者とされている。

○ 苦情発生の原因

スポーツ振興センターでは、災害が「学校の管理下」で生じたものかどうかについては、個別に審査して判断することとしているが、スポーツ振興センター（支所）が作成し、県教育委員会に配布した資料によれば、業者が行う模擬テストは一律に対象外であるとされており、請求者にとって誤解を招く表現になっていることが苦情発生の原因と考えられる。

（あっせん要旨）

スポーツ振興センターは次の措置を講ずる必要がある。

- ① 災害共済給付金については、業者が行う模擬テストの実施に関連して発生した事故についても、当該模擬テストが学校の管理下において実施されたものであるかどうかを個別案件ごとに審査して決定するものであることについて、学校、学校設置者及び児童生徒の保護者に誤解を生じさせないよう、関係資料の見直し等を行う必要がある。
- ② 上記①の見直し結果については、今後、同様の誤解を生じさせないよう、学校、学校設置者及び児童生徒の保護者への周知徹底を図る必要がある。

（あっせんの効果）

このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、災害共済給付金については、業者が行う模擬テストの実施に関連して発生した事故についても個別案件ごとに審査して決定することについて周知徹底され、請求者の誤解に基づく請求断念がなくなることが期待できる。

災害共済給付制度の概要について

災害共済給付制度は、学校の管理下で、児童・生徒等の災害（負傷、疾病等）が発生したときに、医療費等の災害共済給付を行う、国、学校の設置者及び保護者の三者の負担による互助共済制度である。

当該制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」という。）が業務を実施している。

災害共済給付金の請求及び支払に関する事務については、スポーツ振興センターの本部及び全国 5 か所の支所が行っている。

災害共済給付金には、医療費、障害見舞金及び死亡見舞金の 3 種類があり、平成 22 年度及び 23 年度における給付件数及び給付金額は、次のとおりである。

| 区 分 | 平成 22 年度 | 23 年度 |
|-------|--------------------------------|--------------------------------|
| 医 療 費 | 2,094,538 件 (15,523,300 千円) | 2,110,477 件 (15,850,419 千円) |
| 障害見舞金 | 467 件 (1,796,020 千円) | 381 件 (1,636,955 千円) |
| 死亡見舞金 | 74 件 (1,551,000 千円) | 82 件 (1,841,000 千円) |
| 計 | 2,095,079 件 (18,870,320 千円) | 2,110,940 件 (19,328,374 千円) |

（注）1 スポーツ振興センター作成「平成 23 年度災害共済給付状況」に基づき、当省が作成した。

2 1 件の災害で複数月分を給付しているものがあるため、給付件数は災害発生単位の件数（平成 23 年度実績は 112 万件）と一致しない。

業者が行う模擬テストの実施に関連した災害についての取扱いについて

災害共済給付金の対象範囲は、「学校の管理下」で生じたものかどうかで判断する必要がある。

しかし、スポーツ振興センター福岡支所が作成し県教育委員会に配布した資料においては「業者テスト(略)は、旧文部省次官通知により慎むこととされているため、センターでは給付できません。」としている。

| 質 問 | 回 答 |
|--|---|
| 学内での業者の進路模擬テストは、学校と父母教師会との共催で、学校の行事計画に組み込まれており、指導教員には生徒(保護者)からの徴収金の中から支払うこととなった場合、 <u>災害給付の対象となりますか。</u> | <u>業者テスト(志望校選択のための偏差値等の資料を得ることを目的とする業者の作成に係るテストをいう。)</u> は、旧文部省次官通知により慎むこととされているため、 <u>センターでは給付できません。</u> |

(注) 本表は、平成 21 年度災害共済給付制度説明会の資料(スポーツ振興センター福岡支所が作成し県教育委員会に配布した資料)に基づき当省が作成した。

なお、上記の旧文部省次官通知とは、「高等学校入学者選抜について」(平成 5 年 2 月 22 日付け文初高第 243 号)であり、当該通知には以下の内容(抜粋)が記載されている。

業者テストの偏差値を用いない入学者選抜の改善について

- (1) (略)
- (2) 入学者選抜に関し一切、中学校にあっては、業者テストの結果を高等学校に提供しないよう、また、高等学校にあっては、業者テストや学習塾の実施するテストの偏差値の提供を中学校に求めないよう、平成 6 年度入学者選抜から直ちに改善すること。
さらに、高等学校は、業者テストの実施者はもとより、学習塾に対しても資料の提供を求めたり、保護者や生徒から業者テストの偏差値等を求めたりするようなこともあってはならず、併せて直ちに改善すること。
- (3) 中学校は業者テストの実施に関与することは厳に慎むべきであり、授業時間中及び教職員の勤務時間中に業者テストを実施してはならないし、また、教職員は業者テストの費用の徴収や監督、問題作成や採点に携わることがあってはならないこと。(略)
- (4) (略)

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

メンバーは、次のとおり。

| | | |
|------|-------|-----------------------|
| （座長） | 大森 彌 | 東京大学名誉教授 |
| | 秋山 収 | 元内閣法制局長官 |
| | 加賀美幸子 | 千葉市女性センター名誉館長 |
| | 加藤 陸美 | 元環境事務次官 |
| | 小早川光郎 | 成蹊大学法科大学院教授 |
| | 関口 一郎 | 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長 |
| | 松尾 邦弘 | 弁護士、元検事総長 |